

「年次有給休暇の計画的付与等の実態」に関する調査研究報告書

「年次有給休暇の計画的付与等の実態に関する調査研究委員会」(* 主査)

- * 林 大樹 (一橋大学大学院社会学研究科教授)
田口 和雄 ((財) 機械振興協会経済研究所調査研究部研究員)
西久保浩二 ((財) 生命保険文化センター生活研究部主席研究員)
平澤 純子 (法政大学社会学部兼任講師)
王 思慧 (一橋大学大学院経済学研究科)
-

わが国の年間総労働時間 1,800 時間の実現に向けて、週 40 時間労働制の定着及び所定外労働の削減と並んで、年次有給休暇の取得促進が克服すべき課題のひとつである。勤労者が労働時間の短縮を進め、豊かでゆとりある労働者の生活を実現するためには、長期休暇や連続休暇の普及を促進することが必要であり、そのためにも労基法に基づく計画的付与等の活用を含め年次有給休暇の取得計画表の作成を推進し、年次有給休暇の完全取得を図ることが重要な課題である。本調査は、こうした状況をふまえて、年次有給休暇取得率向上にむけての課題と労使の取り組みの実態、特に計画的付与と取得の実態を明らかにすることを目的に実施された。

また、本調査においては労働組合、正規従業員のほかに、近年著しい増加をしめしているパートタイマー・アルバイトを対象としたアンケート調査を行い、年次有給休暇取得に関する実態と課題、および労働環境や意識についての分析も行った。

調査の結果、「担当する仕事量の増加」「リストラに伴う要員、人材不足」等の要因から、労使における年休取得に対する積極性も弱まっている傾向がみられた。組合調査における平均年休所得日数は 10.7 日、取得率は 57.3% で、1992 年に連合総研で行った調査と比較しても 8.6% ポイントの悪化であった。また、年休取得に対する労働組合の考えや取り組みと従業員のニーズにはギャップがあることも見受けられる。一方、パートタイマー調査においては、年休を付与されるべき人に対し付与されている割合は、5 割強しかなかった。さらに、年休を付与された人の中でも、法定年休日数を下回るケースが 5 割弱あることもわかった。これらの結果をふまえて、今後政労使協同してこの問題に粘り強く取り組むことが望まれる。

目次

総論

調査実施の概要

第 1 章 組合調査

第 2 章 正規従業員調査

第 3 章 パートタイマー調査

参考資料 1. 【組合調査】調査票 2. 【正規従業員調査】調査票
3. 【パートタイマー調査】調査票